

1. 計画の目的

(1) 計画の背景

平成7年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の被害を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下耐震改修促進法という）が制定されました。

さらに、近年の大地震の発生と被害状況を受けて、平成17年9月の中央防災会議において住宅及び多数のものが利用する建築物（ ）の耐震化率を平成27年までに9割を目標とすることが示されると共に、耐震改修促進法の改正が行われ、地方公共団体における耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。

北海道においても平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を定め、平成27年度を目標に北海道における住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化率を9割と定めました。

（ ）多数のものが利用する建築物：耐震改修促進法第6条第1号に掲げる一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設等

(2) 計画の目的

厚真町は、過去4回の地震（十勝沖地震や釧路沖地震の震度4から震度6）により町民、住宅等建物や財産に大きな被害を受けました。

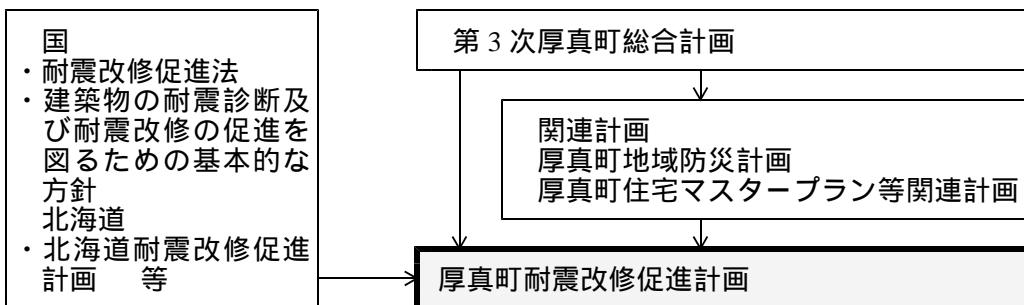
厚真町耐震改修促進計画（以下「促進計画」という）は、北海道耐震改修促進計画を基にしながら将来発生すると予想される大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・身体・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、厚真町内における建築物の耐震性向上を図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき定めるものとします。

本計画は、耐震改修促進法の他、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省184号）」や「北海道耐震改修促進計画（平成18年12月 北海道）」を踏まえるとともに、総合計画等と整合を図りつつ定めます。

図1-1 計画の位置づけ



(4) 計画期間

計画期間は平成 20 年度から平成 27 年度とします。なお、社会情勢等が大きく変化するなど見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

(5) 対象区域と対象建築物

計画対象区域は、厚真町行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

(6) 策定体制

本計画は、副町長を委員長とする厚真町耐震改修促進計画策定委員会の審議を経て策定しました。策定体制は以下に示すとおりです。

また、町内の全戸配布のアンケートを配布し、町民意見の把握を行いました。

アドバイザーとして、北海道胆振支庁室蘭土木現業所企画総務部建設指導課の助言を頂きました。（64 頁 資料 1 . 策定の推進体制参照）

図 1 - 2 策定体制

